

(別紙様式4)

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率	再就職の役員の数	備考
複合機保守業務（平成28年度整備コニカミノルタ製）	支出負担行為担当官 東京地方裁判所長 奥田正昭 東京都千代田区霞が関1-1-4	H29. 1. 30	コニカミノルタジャパン(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件複合機の保守契約は、納入業者との間で機器本体の売買契約に加えて保守契約を締結することを前提としており、本件複合機の調達に際しては原則60ヶ月の使用を前提として60ヶ月分の保守料を含めた総価比較により機器本体を購入しているため、納入業者以外の者が保守業務を請け負うことは条件に反する。	—	1,898,201	—	—	単価契約